

川崎地区の交通事故の現状について

講演者 多摩警察署交通課交通総務係
警部補 佐久間 博

1 はじめに

賠償金約 9,200 万円

これは、平成 20 年に発生した自転車同士の事故から高校生に対して請求された賠償金の金額です。

昼間、自転車横断帯のかなり手前から車道を斜め横断した高校生が、対向車線を自転車で直進してきた男性と衝突し、言語機能喪失等の重大な障害を負わせたという事故です。

どうしますか、もし、この高校生があなただったら・・・。

自転車は幼児から高齢者まで幅広い世代が利用することができる便利な乗り物ですが、交通ルールやマナーを無視した危険な運転による交通事故も発生しています。

冒頭の事例もその一つであり、普段何気なく行っている行為が、重大な結果を発生させた場合、その代償は計り知れないものがあります。

2 お願いしたいこと

1 点目「交通ルールを正しく理解していただきたい」

自転車は、道路交通法では、軽車両に位置付けられており、「車のなかま」です。したがって、車両に適用される道路交通法の規定や交通規制は、基本的に自転車にも適用されます。

2 点目「習得した交通ルールとマナーを行動に出してもらいたい」

令和 2 年中の交通事故をみると歩行者が関係する交通事故では、年間の死傷者数約 3800 人の内、道路への飛出し、横断歩道外の道路横断、信号無視といった違反があったとされたものが、約 580 人となっています。自転車が関係する交通事故では、全体死傷者数の約 4800 人の内、一時不停止、徐行違反、信号無視等の違反があったとされたものが、約 600 人となっています。

3 点目は「習得した知識を広めていただきたい」

道路は様々な人や乗り物が行き交っており、1 人だけが交通ルールを守っただけでは、交通事故を防止することはできません。

私たち警察も、幼稚園や学校等に訪問して交通安全教育を実施したり、インターネット等を通じて交通事故防止に関する情報を発信していますが、すべての方に伝えることは大変難しいと感じています。そこで、皆さま方のご協力をいただき、多くの方が交通安全について知識を深めることができるように、広報していただきたいと思えます。

3 最後に

神奈川県では、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられております。

交通事故を起こした人で、事故を起こそうと思って起こした人はおらず、おそらくほとんどの人が自分は大丈夫だと思って運転していたかと思えます。万が一に備えて必ず保険に加入するようにしましょう。